

大会における情報保障の支援に関する内規

2013年5月15日 理事会決

本内規は、視覚・聴覚・言語その他のコミュニケーションに関する身体的な機能障がいを持った本会会員（以下、会員）が、日本建築学会大会（以下、大会）に参加して所期の目的を達成できるよう、代替手段（情報保障）の提供方法について定めるものである。

第1条（保障内容）

情報保障の具体的な内容（以下、サービス）は、大会実行委員会がその都度定める。サービスの内容は、その年により異なる場合がある。他国言語の変換が伴うものは対象外とする。

第2条（サービスを受けることができる者）

サービスを受けることができる者は、大会の学術講演会または建築デザイン発表会の発表者であり、所定の手続きを経て申請があつた者とする。

第3条（サービスの対象）

1. サービスの対象となる行事は、下記とする。
 - ①本人が発表者である学術講演会または建築デザイン発表会（当該セッションのみ）
 - ②本人が発表者である研究集会または記念行事
 - ③本人が受賞対象者である贈呈式
2. 本人の希望により、下記のうち2つまで追加で対象とすることができる。
 - ①学術講演会または建築デザイン発表会の一セッション
 - ②一つの研究集会または一つの記念行事
 - ③一つの贈呈式

第4条（サービスを受けるための申請方法）

所定の申請書により、大会実行委員会委員長宛に申し込む。

第5条（サービスの可否と制限・結果の通知）

サービスの可否と制限については、大会実行委員会が判断し、本人に通知する。

第6条（サービスの事業者選定等と予算）

サービスの事業者選定・予約、予算措置については、大会実行委員会が行う。

第7条（その他）

上記に定めがない場合は、その都度、大会実行委員会で決める。

付 則

1. この内規は2013年5月15日より施行する。